

# 高知県立梶原高等学校寄宿舎後援会会則

## (名称及び所在地)

第 1 条 本会は、高知県立梶原高等学校寄宿舎後援会と称し、事務所を同校内におく。

## (目的)

第 2 条 本会は、遠隔地出身の生徒ならびに特殊事情により、家庭より通学困難な生徒の学習、生活の便宜をはかり、共同生活を通じて学校の教育方針に基づき、寄宿生の自律、協調、責任感等の育成に助力する。

## (事業)

第 3 条 本会は、その目的達成のため次の事業を行う。

- 1 寄宿生の給食
- 2 生活環境の整備充実
- 3 舎生の福祉増進
- 4 その他必要な事項

## (組織)

第 4 条 本会は、次の会則を以って組織する。

- 1 梶原高等学校寄宿舎に入居する生徒の保護者
- 2 校長の指名する職員
- 3 その他本会の目的に賛同する本校生徒の保護者

## (役員及び任期)

第 5 条 本会に次の役員をおく。

会長 1 名、副会長 1 名、理事 3 名、監事 1 名、書記 1 名、会計 1 名

第 6 条 会長、副会長は会長の選出により、その他は会長の委嘱による。任期は1ヶ年とし、再選を妨げない。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は会の運営に参画し、会員と密接な連絡を保ち、本会の推進力として活動する。
- 4 書記は寮務に関する業務を処理する。
- 5 会計は会計に関する業務を処理する。
- 6 監事は会計を監査する。

(会議)

第 7 条 本会の会議は総会と役員会とし、会長が召集する。  
会議は出席会員の過半数をもって決する。

第 8 条 総会においては、次のことを議決する。

- 1 事業計画の決定
- 2 予算、決算の承認
- 3 役員の変更
- 4 その他本会において必要と認める事項

第 9 条 役員会は、次のことを協議し、会務の執行にあたる。

- 1 事業計画の具体的推進
- 2 総会よりの委任事項
- 3 その他必要な事項

(会計)

第 10 条 本会の経費は、次のものをもってあてる。

- 1 入舎費 (入舎時)
- 2 舎費 (毎月)
- 3 県費・梶原町補助金
- 4 その他

第 11 条 本会の会計年度は4月1日より、翌年3月31日までとする。

(附則)

この規則は、昭和57年4月21日より実施する。

平成12年	4月	1日	一部改正
平成14年	4月	1日	一部改正
令和4年	5月	7日	一部改正